

社会福祉 あきた

NO.
324
2012.12.3



【写真】
「災害VC設置訓練の様子」

災害時を想定した緊張感の中で
訓練を行いました。(横手市)

特集

P2 社会福祉関係の政策要望

～秋田県地域福祉推進委員会の取り組み～

- P6 災害時における秋田県の支援体制について
- P9 生活福祉資金借受世帯に対する
自立支援活動及び償還指導の強化を図ります
- P10 新執行体制がスタートしました(平成24年10月1日より)
- P12 皆様の善意



ふれあいネットワーク

社会福祉法 人 秋田県社会福祉協議会
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

社会福祉関係の政策要望

～秋田県地域福祉推進委員会の取り組み～

秋田県地域福祉推進委員会では、福祉関係団体から全県的に取り組むべき課題等を集約し、要望事項を取りまとめております。このたび、県健康福祉部長あて要望書を提出し、11月15・16日に健康福祉部長等と福祉関係団体との意見交換会を行い、要望事項に対する回答がありました。
(文中、平成年号は省略しております)

高齢福祉関係

☞施設介護職員等によるたん吸引等研修の充実について

23年11月の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、今年度から介護福祉士等によるたんの吸引・経管栄養の一部が一定の条件下で認められました。本県では、たん吸引等を行える介護職員等を養成するため、今年度は50名ずつ3回に分けて研修を実施し、計150名を養成する予定としています。ところが、1回目の研修修了後、受講者50名のうち第一次修了者が33名と、指導者や演習機材・場所の確保が難しいことなどが課題として浮き彫りになりました。

そして、2回目以降の受講定員が減員となり、24年度の受講定員も150名から110名と減りました。加えて、1回の研修に参加できるのは各事業所1名のため、県内の特別養護老人ホーム（以下「特養」）に勤務するすべての介護職員2,850名が受講するまでには膨大な時間を要します。

24年8月末現在、県内の特養利用者6,084名のうち、口腔内外的のたん吸引が必要な方は延べ1,809名おり、利用者の生命を支えるための早急な介護サービ

ス提供体制の確立が必要です。そこで、指導者や機材・研修会場などの充実に向けた予算措置及び研修体制の強化をお願いします。

【県長寿社会課の回答】

県内の介護保険施設で、医行為を行うに必要な介護職員を確保するため、養成研修の実施にあたって実地研修施設の受け入れ可能状況や対象者の確保などを総合的に判断し、今年度は150名の研修受け入れを計画しました。

次年度以降の研修については、今年度の実施状況やニーズを踏まえて必要な見直しを行い、さらなる研修の充実を図るために必要な予算確保や研修環境の整備に努めます。

障害福祉関係

☞在宅介護職員等による在宅利用者へのたん吸引等研修の充実について

高齢者や障害者など在宅サービス利用者の重度化が進んでおり、ホームヘルパーによるたん吸引等のニーズが高まっています。

本県では、たん吸引等を行える介護職員等の養成研修を実施していますが、在宅分野の研修期日等

具体的な計画が示されていないため、早期の研修実施をお願いします。

【県障害福祉課の回答】

今年度の研修については、施設介護職員等を対象とした「不特定」の研修を実施し、その実施状況を踏まえたうえでホームヘルパー等の在宅分野を対象とすることとしており、25年1月・2月に1回ずつ開催する予定です（研修開催要項は12月中に示す予定）。

☞精神障害者ホームヘルパー

養成研修の実施について
18～20年度の3年間、秋田県の委託事業で「秋田県精神障害者ホームヘルパー養成講習会」を実施しており、3年間で253名の受講者に修了証を交付しています。

一方で、県内の精神障害者数は18年度の17,199人から23年度末には22,995人と年々増加傾向にあり、これに伴い障害者自立支援法における在宅介護サービスの利用申請も増えています。

今後、受講修了者が退職や異動など様々な事情により現場を離れていくことが想定され、精神障害者の利用支援に支障をきたす可能

性があるため、利用者への支援環境充実のためにも、現地実習を含めた養成講習会の実施をお願いします。

【県障害福祉課の回答】

精神障害者ホームヘルパー養成研修は、精神障害者のホームヘルプに必要な知識・技能の習得を目的として12年度から開始し、20年度までで約1,000人を養成しました。県としてこれまで行った研修については目的を達成したものと考えています。

現在は指定事業者による精神障害者にも対応可能な養成カリキュラムを含んだ介護員養成研修を実施しております。

なお、精神障害者のホームヘルプに必要な知識に関しては、県が実施している「精神障害について正しく理解するための普及啓発事業」等を活用していただきたいと考えています。

◎教育現場における

精神疾患啓発教育について

本県では、自殺問題が重要な課題となっており、22年には「秋田ふきのとう県民運動」として県民全体で自殺予防に取り組み、23年度の自殺者数は343人（人口10万人あたりの自殺率31・

6%）と、前年度より25人減少していますが、依然として高い水準にあるため、さらなる取り組みが必要です。

自殺の動機として最も多いのが「健康問題」で、若年層の自殺要因にも「精神障害」が起因していると考えられます。なかでも「統合失調症」は10、20代に最も多く発症しており、教育現場において精神疾患の特性や正しい知識を習得することで早期発見・早期治療につながると思います。

東北福祉大学では、精神疾患や精神障害を経験した当事者が自分の体験や思いを話し、障害等を持つことにより受ける偏見の是正や誤解を解消するためのSB（スピーカーズ・ビューロー）に取り組んでいます。

また、24年3月の県議会本会議で「こころの健康について教育現場での啓発・教育を進めることについて」の請願書が採択されました。

これを具現化すべく、本県の自殺予防対策の一つとして、教育者と生徒に対する取り組みの実現に向け、関係部課と連携した積極的な働きかけをお願いします。

（1）医療関係者による講話、講演などの具体化（県医師会の協力）
（2）学校内へのポスター等の掲

示、配布

（3）教育者に対しての啓発教育
（4）SBを招聘しての講習会

【県教育委員会の回答】

心の健康に関する指導については、発達の段階に応じて体育・保健体育の時間を中心に行っております。

教育相談体制に関しては、教職員が児童生徒のサインの早期発見に努めているほか、中学校・高等学校120校にスクールカウンセラーを、総合教育センター、3教育事務所等に広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しています。また、身近な相談先として24中学校に心の教室相談員を配置し、各教育事務所等には相談電話を設けています。特別支援学校では、精神科の学校医を委嘱しています。

発達障害等の児童生徒への対応については、各学校で特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制の充実を図るとともに、3地区に設置された専門家・支援チームが精神科医師に引き継ぐなどしています。

このほか、県教育委員会で精神科相談医6名を委嘱し、事例

検討会の開催等を行っています。ポスター等の掲示、配布については、児童生徒間・保護者の受け止め方が様々で、影響等を慎重に検討する必要がありますため、まずは、県民を対象にした取組やスクールカウンセラー等の活動を通し理解を深めていきます。また、障害のある子どもとの交流等を通して障害に対する理解推進に努めていきます。

SBは、県内では一般的に行われておらず、児童生徒への影響が判断できませんので、今後の状況を注視していきます。

◎障害者福祉医療制度の

精神障害者への適用について

障害者自立支援法では、障害種別（身体・知的・精神）にかかわらず必要な福祉サービスを利用できる仕組みとして統一されています。

しかし、医療費に関しては自立支援医療費制度（以下「医療費制度」）により精神科通院医療費が1割自己負担となっているものの、精神科以外の医療費は身体障害者手帳1、3級・療育手帳Aの交付者のみ福祉医療制度が適用されています。

医療費制度の精神科通院医療費への1割自己負担に対しては20都

府県で助成があり（うち7県で全額無料）、23道府県内では市町村独自で助成しています。精神科以外の医療費でも14府県で医療費助成があり（うち5県は全額無料）、15府県内で市町村独自で助成しています。

そこで、市町村が行う福祉医療費の補助対象に精神障害者保健福祉手帳1級の交付者も加えるほか、医療費制度の1割自己負担に対する医療費助成についても、県単独での実施をお願いします。

また、福祉医療費の助成対象を市町村負担で拡大している自治体もあるため、あわせて精神障害者保健福祉手帳1級交付者も助成対象とするよう働きかけをお願いします。

【県障害福祉課の回答】

福祉医療制度は、障害者だけでなく乳幼児や小学生等も対象として総合的に実施しており、県の助成額合計は23年度実績で約33億円に上っています。限られた財源のなかで制度を持続する必要があるため、対象拡大は困難な状況にあります。

また、精神通院医療についても、県の負担額は23年度実績で約13億5千万円と年々増加しています。

なお、精神保健福祉の向上については、25年度に施行される障害者総合支援法をはじめとした各種施策に対する国の財政措置について強く働きかけていきます。

児童福祉関係

◇DV被害者の（一時）保護について
昨今のDV事案は、児童虐待事案と同様に増加の一途をたどっており、警察庁が取りまとめた23年中のDV事案の取扱件数は33,745件で、22年度比2,166件の増加となっています。

また、配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、23年度82,099件で、前年度比4,765件の増加となっており、DV事案が全国的に増加傾向にあることが明らかです。

一方、県女性相談所に寄せられた相談件数は21年度から減少傾向にあり、一時保護の状況をみると17年度（100件）から概ね減少傾向をたどり、23年度には26件と約4分の1となっています。さらに、婦人保護施設への入所措置についても、22年度の3件を最後に、現在まで措置がない状態です。

秋田県では、24年3月に「秋田

県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第3期基本計画（以下「第3期基本計画」）を策定しDVの防止に努めておられます。この第3期基本計画では、基本目標の一つに被害者の相談・保護体制の充実が掲げられ、「迅速で安全な保護体制の推進」が重点施策の柱として謳われております。

DV被害については、児童虐待事案と同様に過小判断から後に取り返しのつかない大きな事件に至るケースが社会問題になっています。

については、DV被害者の適切な保護と支援を実施し、「第3期基本計画」の実効性を担保するためにも、女性相談所等県内の配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者（一時）保護に向けた判断基準を作成し、より適正な対応が図られるよう要望します。

【県子育て支援課の回答】

22年3月に、国の「配偶者からの暴力相談の手引」に基づき、県女性相談所において「DV相談マニュアル」を作成したところであり、本マニュアルには様々なケースを想定したQ&Aを掲載しています。

同相談所においては、これらの手引及び県で作成したマ

ニュアルに基づいて一時保護を実施しているところであり、現在の実施方法により特段の不都合は生じていないことから、今後これらに基づいて判断していくこととしています。

なお、同マニュアルは市町村へも配布しており、各市町村における実務上の判断の目安となっています。

地域福祉・社会福祉協議会関係

◇民生児童委員定数の維持について
近年の地域福祉の問題は複合化しており、きめ細かな支援活動が求められています。市町村合併以降、委員定数削減の動きがみられます。民生児童委員のなり手が少ないなかで委員定数が減少すれば、担当エリアが拡大し、住民支援にあたる委員の負担増加が懸念されます。

世帯数のみで判断するのではなく、過疎地域における支援の観点からも現定数の維持が不可欠であるため、民生委員の定数を定める場合には、市町村段階で市町村民児協と協議する機会を確保したうえで、都道府県に意見を述べるよう市町村に対する指導をお願いします。

【県福祉政策課の回答】

22年度の民生児童委員の斉改選時には、県では各市町村からの要望などを確認したうえで定数を決定しています。25年度に予定されている一斉改選においても、前回同様に各市町村の要望をうかがいながら手続きを進めていきます。

④民生児童委員の欠員補充について

委員の退任時等欠員が生じた場合、地区の推薦候補者を市町村へ申し出、次に市町村の民生委員推薦会から県知事あて推薦、県では審議会の承認（書面審査）を経て厚生労働省へ推薦し、厚生労働大臣からの委嘱となりますが、審議会の開催頻度などもあり、委嘱までに時間を要することがあります。

地域住民への支援に支障をきたさないためにも、任期途中や委員死亡による退任も含め、市町村から推薦があった場合は迅速に補充できるよう手続きの簡素化を図っていただくようお願いします。

また、国に対しては厚生労働省大臣からの委嘱が迅速に行われるよう働きかけをお願いします。

【県福祉政策課の回答】

県では、民生委員の欠員補充

の際は、委嘱事務を適正かつ迅速に進めるため、社会福祉審議会の意見聴取を書面で行うなど、事務処理日数の短縮に努めていきます。

しかしながら、東北厚生局に関係書類を提出してから決定されるまでに平均2週間を要しており、県が市町村からの推薦を受理してから国の決定通知や委嘱状が届くまでには1か月以上の日数を要するのが現状です。このため、東北厚生局に対し、事務処理日数の短縮について働きかけていきます。

⑤日常生活自立支援事業における生活支援員の処遇について

生活支援員は、利用者の支援計画に基づいて具体的な援助を行っています。

報酬は2時間以内1,300円で、利用料1,500円から賄われています。社会福祉法では、利用料は「無料または低額な料金」と謳われており、すなわち生活支援員の報酬は「無料または低額な料金」となっています。

生活支援員は移動時に自家用車を使用しており、ガソリン代が嵩む状況にあります。ガソリン代の実費支給がないため生活支援員の負担が大きく、結果的に生活支援員

の担い手不足につながっています。そこで、自家用車借上げ契約の締結によるガソリン代の支給など、生活支援員が安心かつ継続的に活動できるような仕組みを構築するため、補助金へのガソリン代の上乗せをお願いします。

【県福祉政策課の回答】

本県の高齢化が進むなか、本事業の必要性は増していると認識しており、県の財政事情が厳しいなか、これまで地区センター増設や専門員増員など実施体制充実のため、事業実施主体の県社会福祉協議会（以下「県社協」）への助成拡充に努めてきました。

また、25年度の予算要求でも専門員増員を検討しています。本制度上、生活支援員が行う援助のために必要な費用は利用者が負担することとされており、利用料金の設定は、本事業が開始された12年以降見直しが行われていないため、まずは実施主体の県社協において検討していただきたいと考えています。

⑥市町村地域福祉計画策定について

市町村地域福祉計画は、12年6月の社会福祉事業法等の改正によ

り社会福祉法に規定され、各市町村が主体的に策定することとなっています。

本県では、23年度末現在で策定済みが11市町、24年度内に策定予定が2市村、策定未定が12市町村と半数以上の市町村が策定していない状況です。

市町村における地域福祉計画策定を進めるとともに、策定にあたっては地域住民及び福祉関係者の意見を反映させるなど、住民を交えた地域の福祉課題を解決するための仕組みづくり構築について、市町村に対する指導をお願いします。

【県福祉政策課の回答】

現在、市町村地域福祉計画の策定方針が未定の12市町村では、「人材・財政難等の策定体制の不足」、「他の行政計画により代行できる」、「関係機関や他の計画との調整を要する」などの理由で策定に至っていないという状況があります。

県はこれまで、「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」や「秋田県地域福祉支援計画」を策定し、市町村の計画策定等に向けた支援をしており、今後も策定を働きかけていきます。

災害時における秋田県の支援体制について

災害時の障害者支援体制について

秋田県障害福祉団体連合会

会長 谷内和夫

東日本大震災への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災。その10日後、「きょうされん（旧称：共同作業所全国連絡会）」からの被災地支援要請を受け、障害福祉協議会会員等を含む「きょうされん秋田支部」の会員施設の協力により宮古市に被災地支援センター（以下「センター」）を設置し支援にあたりました。

センターでは、作業所の復興や避難所にいる障害者への支援とともに、要援護障害者数や支援の内容がニーズにマッチしているかどうかを把握するために聞き取り調査等を行いました。状況に合わせセンターを宮古市から遠野市へ移し、現在は陸前高田市にセンターを設置し、支援・調査にあたっています。（陸前高田市において今年10月までに1,359人調査済）

今回の支援を通じて、被災者の状況把握や支援スタッフの受け入れ体制などで幾つかの課題が浮き彫りになり、本県災害発生時における円滑な障害者支援体制の構築が必要となりました。

障害福祉団体連合会を組織

東日本大震災では、様々な障害福祉関係団体がそれぞれに支援を行いましたが、会員施設・事業所が複数の団体に所属しているため、状況把握等において混乱を生じました。

そのため、本県での災害発生時に混乱なく対応できるよう「秋田県障害福祉団体連合会」（以下「連合会」という。※図1参照）を設立し、各障害福祉団体の窓口の一本化を図りました。

また、災害発生時における災害時運営本部を組織化し、本部のほか広報・施設・救護・物資各班の役割や対応を明確にしたことで、外部からの支援受け入れ体制や支援内容、指揮・指示等についても効率的な対応が可能となります。

各種様式の整備

災害発生時には、まず支援を必要とする障害者の所在確認が求められます。そこで、各施設・在宅に分けて要支援者の名簿を作成することを前提に各種様式を定めました。

①緊急時の連絡先や服薬状況、本人の状態など支援するうえで必要な情報を任意で記入する「私の情報」。

②障害者の被災状況や健康状態を把握するための「安否確認カード」。

③避難所ごとの避難者（障害者）を把握するための「避難者名簿」と避難所における支援状況等を確認するための「避難所日誌」。

④避難所ごとの避難者数や傷病・要援護者数などの内訳・状況等を把握するための「避難者集計表（日計）」。

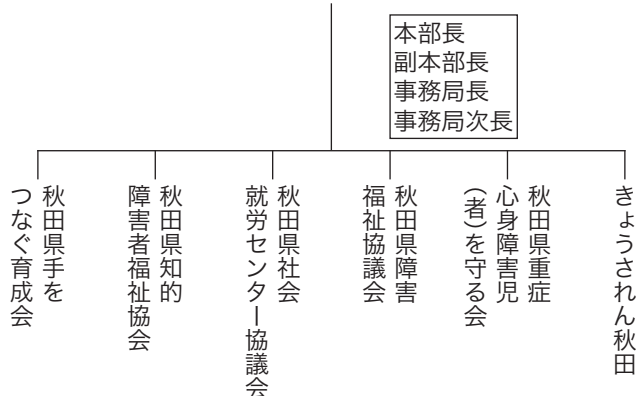
⑤被災地域全事業所の被災状況や人的被害等を集約するための「事業所安否確認情報一覧表」。これは報道関係への情報提供としても利用されます。

これらの様式を活用することで、災害時に支援を要する障害者の人数、地域（避難所）、必要な支援内容等を把握することができ

秋田県

秋田県障害福祉団体連合会災害時運営本部

秋田県社会福祉協議会



- ※ 本部は秋田県手をつなぐ育成会内に置く。社会福祉会館内に日本赤十字社ほか各障害団体事務局があり、連携がとりやすく、地下は日本赤十字社秋田県支部の備蓄倉庫にもなっている。
- ※ 本部長は連合会会長とし、運営本部の総括責任者とする。
- ※ 副本部長は、行政対応、報道対応の責任者とする。
- ※ 事務局・事務局次長は適宜、災害規模状況により配置する。
- ※ 各地区、自立支援協議会、相談支援ネットワーク、災害ネットワーク等との連携

るため、要支援者を地区別、支援内容別等に分けて対応することが可能となります。

また、入所施設の看護師とともに20人程の障害者が避難していた避難所へ、専門的支援を必要とする方が移って来ていたことから、施設職員や看護師等の専門性を生かした支援体制へのスムーズな移行など、より効率的かつ迅速な支援が可能となります。

さらに、情報の混乱を招かないよう各地区・各団体が統一した様式を使うことで、的確に対応することができま

す。各種様式については、「秋田県手をつなぐ育成会」のホームページに掲載しています。

—— 今後の対応と課題 ——

連合会では、県・市町村の大規模災害発生時対応訓練等と連動して今回作成した諸様式を活用し、検証しながら見直していきます。そして障害者支援センターの早期立ち上げや諸様式活用と連動した「災害時対応マニュアル」の策定に向けて検討していきます。

また、事業所では把握しきれない在宅要支援者の情報収集が課題となるため、今後も検討を重ね、

さらなる充実した支援体制の構築を図っていきます。

円滑な災害ボランティア活動体制の整備

秋田県ボランティアセンター

—— 災害ボランティアセンターの設置 ——

昨年発生した東日本大震災では、被災地における災害ボランティアセンター（以下「災害VC」）の必要性が再認識されました。

秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」）では、本県において地震や津波、風水害等の大規模自然災害が発生した際に、被災した地域の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」）が迅速に現地災害VCを設置するためのマニュアル作成に向けたガイドラインを策定しました。

災害発生時には、被害を最小限に食い止めるため地域住民や民生委員等との連携・協力による円滑な避難誘導体制の構築とともに、避難後も地域住民の不安を取り除き、平常時に近い生活を営めるよう取り組む必要があります。

災害時における支援活動では、被災地の行政、ボランティア、地

元の諸機関や住民との信頼関係及び調整力が必要となるため、日ごろから連携が図られている市町村社協は、外部からの支援者の受け入れ等の調整役として期待されています。

また、社会福祉協議会（以下「社協」）には全国に広がるネットワークがあり、地元社協で対応できない場合は、県内の社協をはじめ全国的な応援体制が得られ、災害救援が広域、大規模、長期にわたる場合でも対応できる強みがあります。

このような理由から、県社協並びに市町村社協に災害VCを設置し、被災者のニーズに即したボランティアによる支援を行うとともに、避難生活が長期化した場合には、関係機関と連携して避難者への生活支援を行うことが求められています。

—— ガイドライン策定委員会 ——

ガイドラインを策定するにあたり、災害VC設置運営マニュアル作成に向けたガイドライン策定委員会（以下「委員会」）を設置して内容を検討しました。

委員は県社協災害VC設置時の連携を踏まえ、行政機関・市町村

社協・NPO・関係団体で構成し、NPO法人「にいがた災害ボランティアネットワーク」事務局長の李仁鉄氏にアドバイザーとして参加していただきました。

委員会では、構成委員の各機関の東日本大震災時における取り組みや防災研修等を参考にしながら、本県での災害発生時の支援内容等について検討し、改めて関係機関との連携の重要性を認識する場となりました。

現在、県内の5市町村社協でマニュアルを作成していますが、なかには東日本大震災前に作成している市町村もありました。

地域によつて社会資源の種類や想定される被害も異なります。そこで、地域特性に応じたマニュアル作成が必要とされ、このたび策定したガイドラインを参考に早期の作成を期待します。

また、マニュアルを作成するだけでなく、①災害発生時の対応について自治体との合意形成②地元住民に対するボランティア意識の啓発③自治体、ボランティア、住民、関係機関・団体による災害VC設置運営訓練等を平常時に行い、関係機関との連携によるマニュアルの点検を行うことも重要

です。

ガイドラインの詳しい内容については、本会ホームページに掲載していますので御確認ください。

災害ボランティアコーディネーター養成

災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」）は、災害発生時に設置される災害VCの円滑な運営に関わる、災害ボランティア活動の中核を担う人達です。

県社協は、県総合防災課と共催で、平成16年から「コーディネーター養成研修会（以下「養成研修」）」を開催しており、平成24年度は29名が認定を受け、合計認定者は延べ191名となりました。そのうち、社協職員は142名で、各市町村社協に1人以上は認定者が配置されました。

東日本大震災では、市町村社協所属の認定者に県外派遣を依頼し、支援にあたっていたいただきました。

養成研修は基礎編2日間、応用編2日間、基礎編では、コーディネーターの役割、災害VCの運営、被災者ニーズ把握を想定した演習等を行いました。

応用編では、災害VCの設置訓

練を行い、被災場所や被害規模に応じた設置場所、各班の人員配置や必要機材等を決め、被害状況や実際の支援状況等を想定しながらニーズに即した支援を考える訓練となりました。

また、県社協ではコーディネーターのフォローアップ研修会を毎年開催しております。今年度は横手市社協との共催で災害VC設置運営訓練を行いました。

テントの設置や、ボランティア受付班などの役割を参加者が担い、一般参加者にはボランティア役になってもらい、受付から活動先へ送り出すまでの流れを実際に訓練しました。屋外での設置訓練は初めてでしたが、一般参加者からは、実際に訓練をしたことで、災害時の緊張感を体感できたとの意見もありました。



図り事聞きとり演習

★ NEW ★

もっと頼れる医療保険

新EVER

エヴァー

■月払保険料[団体取扱]スタンダードプラン
(定額タイプ)入院日額5,000円+総合先進医療特約
保険期間：終身（総合先進医療特約は10年更新）
保険料払込期間：終身（総合先進医療特約は10年更新）

契約日の 満年齢	男 性	女 性
0 歳	1,457 円	1,418 円
10	1,528	1,545
20	1,735	1,859
30	2,076	2,121
40	2,709	2,449
50	3,758	3,175
60	5,486	4,449
70	8,262	6,546
80	12,121	9,622

(2012年5月現在)

※保険料は、被保険者の契約日における満年齢（1年未満は切捨て）によって決まります。

※(総合先進医療特約)の更新後の保険料は、更新時の被保険者の満年齢・保険料率により決まります。

商品の詳細につきましては「パンフレット（契約概要）」をご覧ください。

頼れる

1 病気（がんを含む）もケガも一生保障します！

保障は途切れることなく一生続きます。
1泊2日はもちろん、日帰り(1日)入院も保障し、1回の入院は、最高60日まで保障します。



頼れる

2 日帰り入院後の通院から保障します！

日帰り(1日)入院後の「通院」も保障。短期入院後の通院治療を安心して受けられます。
(スタンダードプランの場合)



頼れる

3 約1,000種の手術を保障します！

「入院ありの手術」はもちろん、「入院なしの手術」や放射線治療を受けたときも保障します。
健康保険制度が適用されない先進医療を受けたときには、一時金をお支払いします。



総合先進医療特約
を付加した場合

先進医療をにかかる技術料のうち、
自己負担した金額と同額をお受けいただけます。
高額になる場合の先進医療の自己負担にも備えられます！

お支払い限度額
通算2,000万円
まで！

*先進医療の保障の対象は、治療を受けた時点で厚生労働大臣の定める先進医療に該当する治療となり、先進医療を実施している医療機関は、医療技術ごとに異なり、限定されています。保障対象となる先進医療および先進医療を実施している医療機関は変更となる可能性があります。

頼れる

4 ニーズに合わせて、プランが選べます！

【スタンダードプラン】・・・ 病気・ケガの「入院・手術」、さらに「通院」も保障します。

【ベースプラン】・・・ 病気・ケガの「入院・手術」を保障します。



ご契約いただいた方にまれなくまねぎね3ダックプレゼント！



●募集代理店



ナカイ株式会社

●引受保険会社

Aflac

アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)
秋田支店 〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田3F
TEL: 018-863-9723 FAX: 018-863-9448

秋田支店 〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代ビル1F ☎0120-712-816

AF041-2012-0035 6月11日

生活福祉資金借受世帯に対する 自立支援活動及び償還指導の強化を図ります

平成21年10月に「生活福祉資金貸付制度」が大幅に見直され、総合支援資金の創設や貸付要件の緩和等によって全国的に利用が急増し、本県では今年10月末現在で、4,333件、34億8,300万円を超える貸付を行っています。

その一方で、昨今の厳しい経済・雇用情勢等を背景に、当初の計画どおりに償還ができない世帯も増えていきます。

平成23年度から総合支援資金の償還が本格的に始まりましたが、償還率は全国平均で37.5%（秋田県は56.0%）と低調であり、相談支援と併せ、債権管理の強化が全国的な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、このたび国によって予算措置がされ、秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」）では今年11月から新たに専任職員を3名配置し、次のとおり借受世帯の自立支援を含めた償還指導の強化に取り組むことになりました。

平成24年11月から強化する取組み

- 1 長期滞納世帯の生活状況把握と償還指導、自立支援
- 2 初期滞納世帯の生活状況把握と償還指導、自立支援
※1は自宅訪問
2は文書と電話督促を主に行う。
- 3 償還免除ケースの把握と適正実施

なお、実施期間は平成25年3月末までを予定しており、4月以降については、国における予算確保の状況に応じて実施方法等を見直すことになっています。

世帯の自立に向けて、各市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」）及び担当民生委員には引き続き相談支援に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〈社会福祉協議会と 民生委員の役割及び連携〉

◆県社協

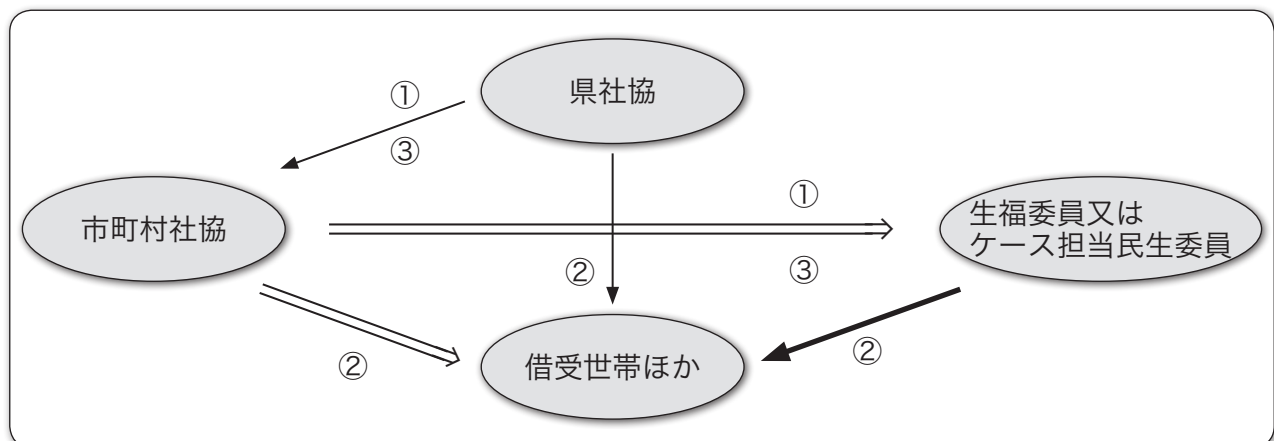
- ① 現地償還指導計画を策定、当該市町村社協に通知する。
- ② 現地（自宅）訪問の実施。
- ③ 現地訪問記録を市町村社協に提供する。（民生委員分も含めて）

◆市町村社協

- ① 必要に応じて生福委員又はケース担当民生委員に連絡する。
- ② 現地（自宅）訪問に同行する。
- ③ 県社協から受けた現地訪問記録を生福委員又はケース担当民生委員に提供するとともに、今後の相談支援活動に生かす。

◆生活福祉資金担当民生委員（生福委員）又はケース担当民生委員

- ① 必要な場合、市町村社協から現地償還指導実施の連絡を受ける。
- ② 必要な場合、現地（自宅）訪問に同行する。
- ③ 市町村社協を通じて現地訪問記録を受け取り、今後の相談支援活動に生かす。



新執行体制がスタートしました

(平成24年10月1日より)

任期満了に伴い、理事・監事・評議員が改選されました。

※太字は新任の方です。

会長

佐々木 満

高橋 豊

県社会福祉協議会常務理事

監事

細矢 鐵雄

県社会福祉施設経営者協議会 副会長

副会長

野口 良孝

秋田市社会福祉協議会会長

大塚 妙子

秋田市社会福祉協議会常務理事 (兼) 事務局長

渡邊 忠陸

県老人福祉施設協議会会長

菊地純一郎

八峰町社会福祉協議会会長

前田 正人

公認会計士

理事

佐々木義広

横手市社会福祉協議会会長

本間 達雄

由利本荘市社会福祉協議会会長

高坂 祐司

北秋田市社会福祉協議会会長

工藤 保

小坂町社会福祉協議会会長

森田 勝利

大潟村社会福祉協議会会長

佐藤 成輝

美郷町社会福祉協議会会長

太田 春海

県民生児童委員協議会会長

田沼 昭男

県社会福祉施設経営者協議会会長

市川 講二

県健康福祉部部長

菅 義雄

県共同募金会会長

菅原雄一郎

県ボランティア団体 連絡協議会会長

一関 敏弘

五城目町社会福祉協議会会長

松田 義紀

八郎潟町社会福祉協議会会長

齋藤 正寧

井川町社会福祉協議会会長

高橋武太郎

羽後町社会福祉協議会会長

佐々木哲男

東成瀬村社会福祉協議会会長

佐藤 保

県民生児童委員協議会副会長

工藤 則子

県民生児童委員協議会副会長

田岡 清

県保育協議会会長

石川 悦郎

県障害福祉協議会会長

兜森 和夫

県母子福祉協議会会長

桜田 星宏

県社会就労センター協議会会長

佐々木久仁明

県児童福祉協議会会長

烏 トキエ

県看護協会会長

佐々木フミ子

J A あきた女性組織協議会 副会長

袴田 俊英

心といのちを考える会会長

佐藤 寿美

県健康福祉部福祉政策課課長

湯本 巖

県企画振興部地域活力創造課課長

成田 英彰

秋田労働局職業安定部 職業対策課課長

榎本 義孝

県老人クラブ連合会会長

伊藤 英紀

県身体障害者福祉協議会会長

谷内 和夫

県手をつなぐ育成会会長

鈴木 亨

秋田魁新報社編集局 報道センター長

湯浅 孝男

秋田大学医学部保健学科教授

三浦 正樹

日本赤十字秋田短期大学 介護福祉学科非常勤講師

藤原 正美

県生命保険協会事務局長

佐藤 夙

県レクリエーション協会副会長

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

1 基本補償

保険期間 1 年職種級別 A 級

▶補償金額		基本補償 (A型)	見舞費用付補償 (B型)
賠償事故に対応	対人賠償 (1 名・1 事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償 (1 事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償 (期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額 (期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害 (期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失 (期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	初期対応費用 (期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用 (1 名につき)	死亡 10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡 (重度後遺障害) 100万円 (78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償 (A型)
1~50名	33,000~59,400円
51~100名	66,000~94,200円
101~150名	96,000~103,200円
151~200名	104,700~110,700円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償 (A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員 1 名あたり 入所: 1,400 円 通所: 1,500 円
------------------	---	---

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償

2 個人情報漏えい対応補償

施設の利用者の個人情報が一時的に漏えいし、施設(法人)に法律上の賠償責任が発生した場合の損害賠償金等を補償

3 施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

1 入所型施設利用者の傷害事故補償

2 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1 年職種級別 A 級

▶補償金額	1 口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	死亡・後遺障害保険金額の 3~100%
入院保険金 (1 日あたり)	800円
手術保険金	8,000円・16,000円・32,000円
通院保険金 (1 日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員 1 人 1 口あたり
1 入所型施設利用者	1,410円
2 通所型施設利用者	960円

3 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

1 施設の労災上乗せ補償

2 施設職員の傷害事故補償

3 施設職員の感染症罹患事故補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

団体
契約者 社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱
代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン (SJ11-12204 2012.2.24 作成)

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

皆様の善意

【平成24年9月～10月末】

◎一般金銭預託◎

・特定非営利活動法人モバイル・コミュニケーション・ファンド様
NTTドコモ東北支社様

500,000円

・匿名

20,000円

・匿名

2,600円

◎指定金銭預託◎

・新屋高校祝賀会事務局様

2,956円

◎物品預託◎

・株式会社エクシング様

中古カラオケ機器一式

・秋田市内特別養護老人ホームへ

・北日本コンピュータサービス株式会社様

スタンダードタイプ車椅子10台

リクライニング式車椅子4台

県内市町村社会福祉協議会14カ所へ



モバイル・コミュニケーション・ファンド様
株式会社NTTドコモ東北支社様 からの寄付金贈呈式



北日本コンピュータサービス株式会社様からの車椅子贈呈式

災害遺児愛護基金事業関係

◎災害遺児愛護基金事業金銭預託◎

・秋田県自動車販売店協会様

38,650円

・社団法人秋田県トラック協会様

・社団法人秋田県トラック協会青年部会様

51,000円

・社団法人秋田県バス協会様

94,630円

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉への御寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会
総務企画部
秋田市旭北栄町1-5
TEL 018-864-2711



秋田県生命保険協会様（武田 学会長）から、社会貢献活動の一環として、次の団体・施設に軽自動車及び福祉募金を贈呈いただきました。
〈福祉巡回車両〉
・上小阿仁村社会福祉協議会
・三種町社会福祉協議会

〈ふれあい福祉募金〉

・就労継続支援B 工房JOYさあくる
・就労継続支援B はまなす会ゆうゆう
・地域活動支援センター あゆみ
・指定障がい福祉サービス事業所 愛仙さくら
・就労継続支援B かざぐるま作業所